

在宅サポートセンターピロス 指定訪問介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人ピロス(以下「事業者」という。)が設置する在宅サポートセンターピロス(以下「事業所」という。)の指定訪問介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある高齢者等(以下「利用者」という。)に対し、利用者の意思及び人格を尊重し、自立した生活を地域社会において営むことができるよう、適正な指定訪問介護(以下「サービス」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 サービスの提供に当たっては、事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 在宅サポートセンターピロス
- (2) 所在地 静岡市駿河区馬渕2丁目9-13

(従業者の種類、員数および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令を遵守するために必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 1人以上
サービス提供責任者は、サービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導や、居宅介護支援事業者等と連携を図り訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 常勤換算方法で2.5以上
訪問介護員等は、入浴、排泄、食事の介助等、日常生活に必要な支援及び介護を行う。
- (4) 事務職員 1人以上
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休(但し、12月31日から1月3日までを除く)
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時まで
但し、営業時間外でも相談に応じサービス提供可能な体制をとる。また、電話等により24時間連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容)

第6条 サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 身体介護

- ① 排泄・食事介助
- ② 清拭・入浴、身体整容
- ③ 体位変換、移動・移乗介助、外出介助
- ④ 起床及び就寝介助
- ⑤ 服薬介助
- ⑥ 自立生活支援・重度化防止のための見守り的援助

(2) 生活援助

- ① 掃除
- ② 洗濯
- ③ ベッドメイク
- ④ 衣類の整理・被服の補修
- ⑤ 一般的な調理、配下膳
- ⑥ 買い物・薬の受け取り

(3) 通院等乗降介助

(利用料等)

第7条 サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。なお、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、通常の事業の実施地域を越えて行うサービスに要する交通費（移動に関する実費）の支払いを利用者から受けるものとする。ただし、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル当たり30円とする。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 従業者は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び利用者の家族等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、静岡市葵区（但し、旧安倍六ヶ村を除く）、静岡市駿河区とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業者は、利用者的人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援

- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止委員会の設置
- (6) 虐待防止のための指針の整備

(身体拘束禁止に関する事項)

第11条 事業者は、サービスの提供にあたり、当該利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

- 2 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、事前に十分な検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の三要件の全てを満たした場合のみ、利用者及び家族への説明を行い、同意を得てから行うものとする。
- 3 身体拘束に関する記録を整備するとともに、従業者に対して身体拘束防止・改善のための研修を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
 - (2) 繼続研修 年1回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業者は、従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用関係の内容に含めるものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人ピロスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、令和5年8月1日から施行する。